

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和2年12月15日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 公立園の役割と施設更新の方針について・・・・・・・・・・	2
(2) 【追加】足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営について	7
(3) 小規模保育事業、家庭的保育事業への支援の延長について	12
(4) 保育定員の確保方針について・・・・・・・・・・	14

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和2年12月15日

件名	公立園の役割と施設更新の方針について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課、子ども政策課 待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課
内容	<p>これまで、保育ニーズの増加・多様化に対応するため、公立園の民営化や保育所の整備を計画的に進めた結果、待機児童の解消については、一定の成果がでたところである。</p> <p>引き続き、多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るため、公立園の役割を整理し、今後の人口推計及び保育需要、地域バランス等を考慮した推計を行った。その結果に基づき、以下の方針を策定したため報告する。</p> <p>1 公立園の役割</p> <p>保育ニーズがより一層多様化していることを踏まえ、これまで庁内外で検討を続けてきた結果、地域において公立園が果たすべき将来的な役割を以下の3点に集約した。</p> <p>(1) 教育・保育の拠点機能</p> <p>ア 地域子育て支援の拠点 イ 小規模保育・保育ママの支援 ウ 発達支援児の対応モデルの構築と私立保育園へのノウハウの提供</p> <p>(2) 地域のセーフティネット</p> <p>ア 医療的ケア児受け入れの実施 イ 災害時の受け入れの実施 ウ 虐待、養育困難家庭等の児童の緊急的な受け入れ</p> <p>(3) 保育人材育成の場</p> <p>ア 園運営や支援・連携のスキルを備えた人材の計画的な育成 イ 地域の保育施設の人材育成</p> <p>2 保育需要等の推計方法（5ページ参照）</p> <p>(1) 未就学人口 ※に基づき、保育需要の想定を行い、公共施設等総合管理計画スケジュールに反映させる。</p> <p>※足立区人口推計（令和2年2月）の低位推計による</p> <p>(2) 存続園判断のため、総合管理計画の各期における適正な保育需要を算出する。</p>

(3) 私立保育施設は現状の施設数を前提とし、公立園(47園[直営園30、指定管理園17])のみで調整を行う。

3 公立園の役割を踏まえた施設更新の考え方(方針)

(1) 公立園の役割と保育需要等の推計に基づき、公立園16園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、存続させる(6ページ参照)。

16園は現時点での暫定目標数であり、拠点園の役割検証、保育需要の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。

【拠点園の選定理由】

拠点園の選定にあたり、保育需要と地域バランスがとれている千住地域をモデルとして、以下のとおり、選定の際の前提条件を付した。なお、個別の選定理由については、以下のとおりである。

【選定にあたり考慮した条件】

- ア 1拠点園あたりの私立施設、事業者数が概ね20事業者前後となること
- イ 1拠点園あたりの就学前人口が概ね2,000人前後となること
- ウ 子ども・子育て支援事業計画に合わせて区内を6区域に分け、1拠点園あたりの保育需要数が概ね1,000人前後となること

【個別の選定理由】

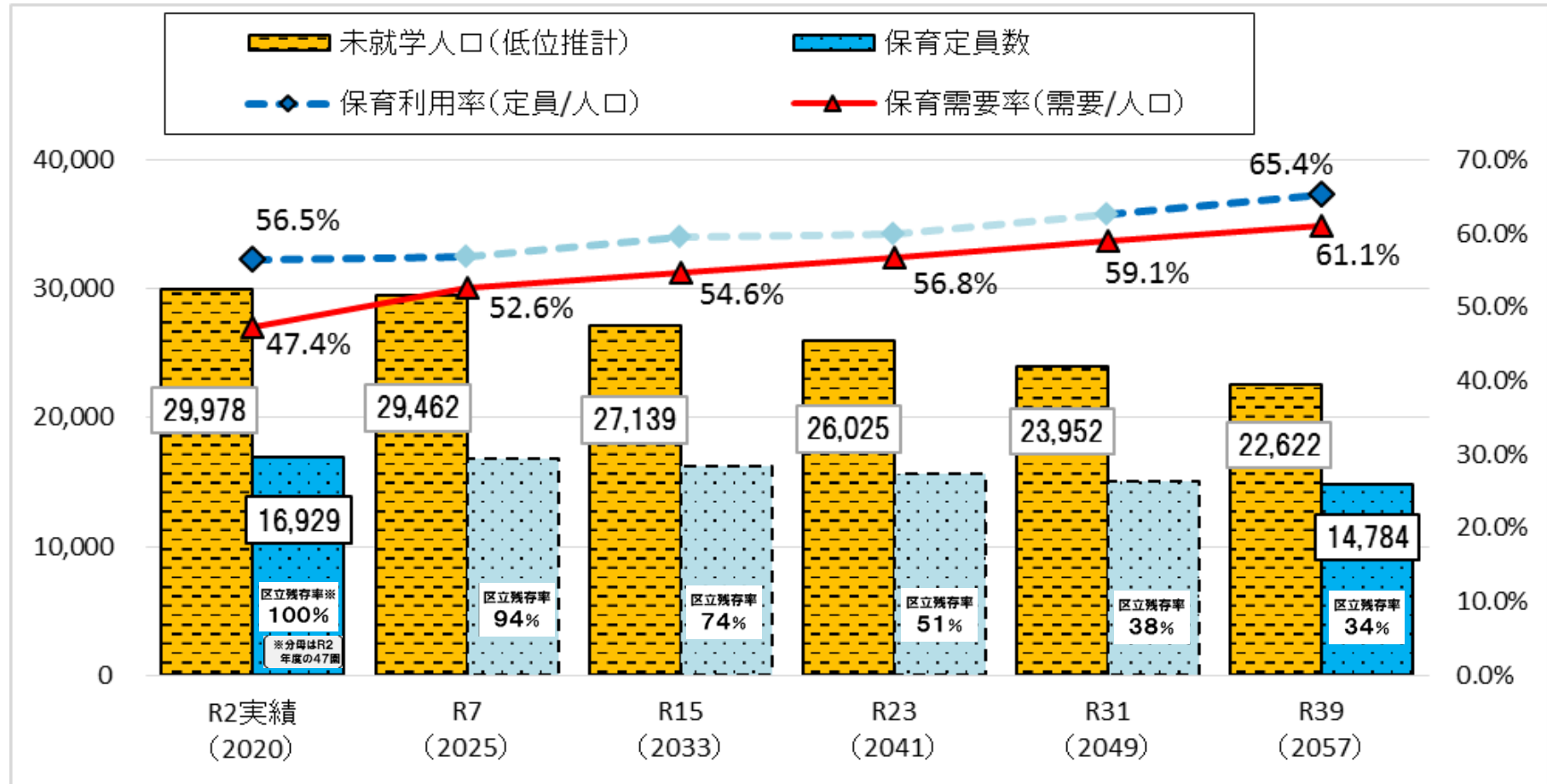
- ア 区単独で計画的な施設更新が可能な園(10園)
- イ 区直営の幼児教育施設を有する園(1園)
- ウ 上記にそぐわないが、地域に保育施設がない(4園)
※都住等更新時に余剰地での建替を検討
- エ 建替え済み都住併設(1園)
※建替時に保育園も更新済み。すでに一時保育室などが整備されている。

(2) 拠点園以外(指定管理、公設民営認可外施設を含む)については、毎年策定する「足立区待機児童解消アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期に「民営化」「統廃合」等の方針を決定する。

	<p>(3) 施設更新にあたっては、公立園の役割を踏まえた戦略的な視点を盛り込み、「足立区公共施設等総合管理計画の個別計画」で具体化していく。</p> <p>4 期別推計</p> <p>各期当初において存続する保育施設数は以下のとおりである。</p> <table data-bbox="571 524 1315 842"> <tr> <td>第1期（平成29年～令和6年）</td> <td>公立園</td> <td>47園</td> </tr> <tr> <td>第2期（令和7年～14年）</td> <td>公立園</td> <td>44園</td> </tr> <tr> <td>第3期（令和15年～22年）</td> <td>公立園</td> <td>35園</td> </tr> <tr> <td>第4期（令和23年～30年）</td> <td>公立園</td> <td>24園</td> </tr> <tr> <td>第5期（令和31年～38年）</td> <td>公立園</td> <td>18園</td> </tr> <tr> <td>第5期終了時点（令和39年当初）</td> <td>公立園</td> <td>16園</td> </tr> </table>	第1期（平成29年～令和6年）	公立園	47園	第2期（令和7年～14年）	公立園	44園	第3期（令和15年～22年）	公立園	35園	第4期（令和23年～30年）	公立園	24園	第5期（令和31年～38年）	公立園	18園	第5期終了時点（令和39年当初）	公立園	16園
第1期（平成29年～令和6年）	公立園	47園																	
第2期（令和7年～14年）	公立園	44園																	
第3期（令和15年～22年）	公立園	35園																	
第4期（令和23年～30年）	公立園	24園																	
第5期（令和31年～38年）	公立園	18園																	
第5期終了時点（令和39年当初）	公立園	16園																	
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>各期における詳細な園については、本方針を踏まえて、「足立区公共施設等総合管理計画の個別計画」（令和2年度中に策定予定）で具体化させていく。</p>																		

保育需要率・保育利用率の推移(想定)

公共施設等総合管理計画	第1期(H29~R6) R2.4	第2期(R7~R14) R7.4	第3期(R15~R22) R15.4	第4期(R23~30) R23.4	第5期(R31~R38) R31.4	第5期終了時点 R39.4	公立園削減数 (R2~R38年度)
公立園数	47園	44園	35園	24園	18園	16園	合計 31園減



《拠点園の選定理由》 ※記載の園は、地域の状況等を踏まえた、現時点での暫定目標園である。

- ① **単館園** (10園) … 区単独で計画的な更新が可能である
- ② **こども園のモデル** (1園) … 区直営の幼児教育施設を保持する
- ③ **都住・UR団地併設** (4園) … 上記には当てはまらないが、地域に保育施設がない
(都住等更新時に余剰地での建替を検討)
- ④ **建替済み都住併設** (1園) … 建替時に保育園も更新済み。すでに一時保育室など整備されている

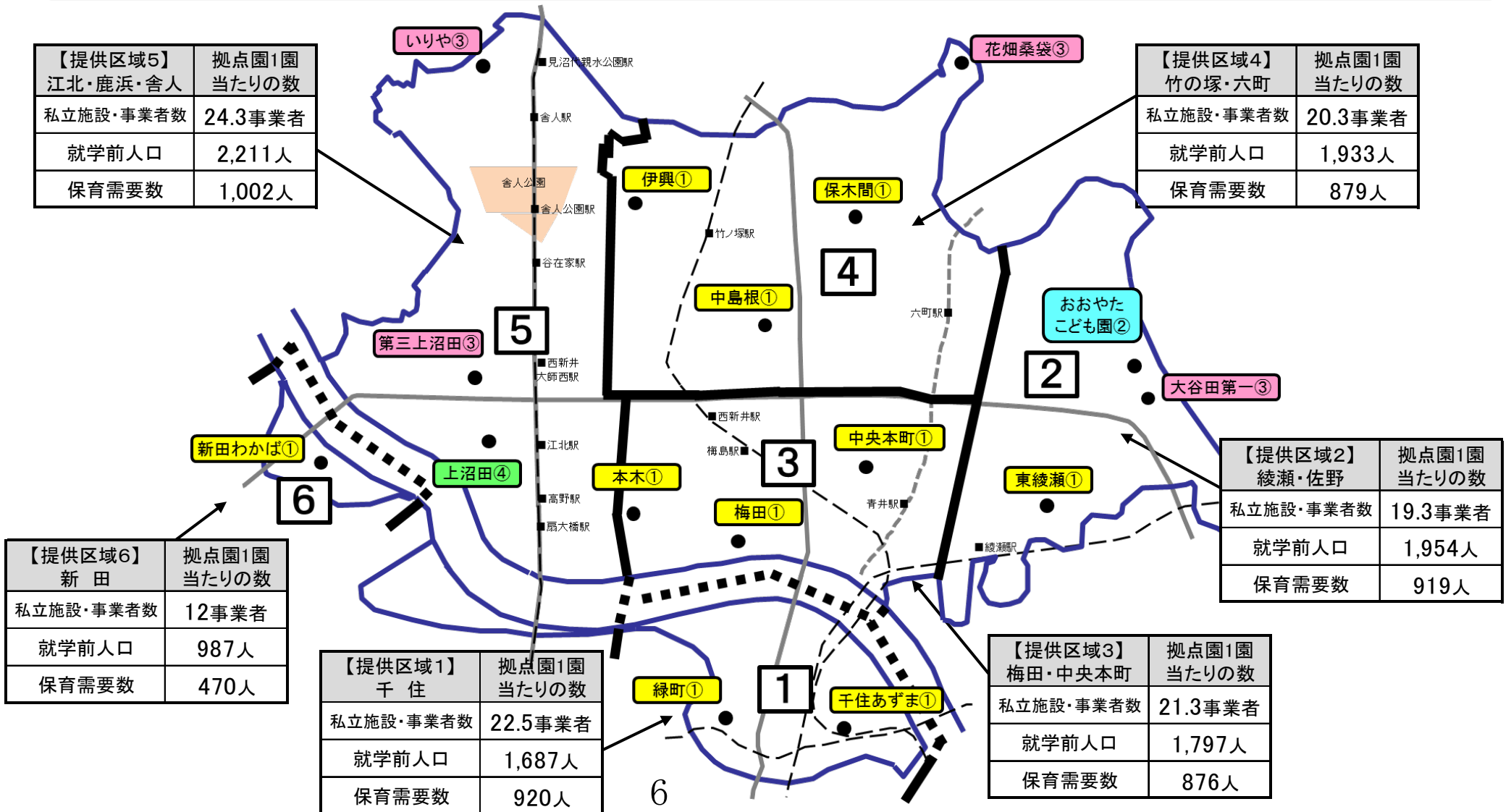
[凡例]

【提供区域●】 地域名	拠点園1園 当たりの数
私立施設・事業者数	××事業者
就学前人口	××××人
保育需要数	××××人

令和3年4月1日時点
(※指定管理含む)
令和2年4月1日時点

千住あずま②

①②③④は、
《拠点園の選定理由》
の番号に対応する



子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和2年12月15日

件名	【追加】足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内容	<p>足立区立新田三丁目なかよし保育園（以下、「同園」）の運営と、これに関連した南流山福祉会（以下、「同法人」）の動向について、これまでの経過と今後の方針について報告する。</p> <p>1 同園の運営経過等</p> <p>(1) 開園時の方針 同園は、平成25年7月に新田地域の一時的な保育需要を見込み、プレハブ園舎として設置し、同法人を指定管理者に指定し運営してきた。 設置当初から10年を目途に閉園することを想定し、園舎のリース契約等を行っている。</p> <p>(2) 閉園の判断 令和2年10月には、最新の保育需要予測から、同園を除いた新田地域の定員数で保育需要を確保できる見込みであることが確認できたため、設置当初の予定どおり令和5年3月で閉園することとし、保護者説明会を実施した。</p> <p>(3) 債権差押命令 千葉地方裁判所松戸支部から債権差押命令（当区と流山市を第三債権者と指定、11月2日付）が届き、同法人へ支払う予定の運営費を差押えられる事態となった。</p> <p>(4) 上記（3）への対応 同法人に対し、当該差押えに関する対応及び法人運営の現状と今後について、文書にて説明を求めるとともに、同法人が同園を運営できなくなった場合を想定し、同園職員の従事の継続を含め、区直営とする準備を進めてきた。</p> <p>(5) 区直営の決定 同法人は、差押えに対し和解を前提に原告側と協議してきたが、そのための資金が不足することから、他法人等に支援を求め、事業譲渡等の交渉を重ねてきた。 しかし、11月26日の同法人理事会において、同園の指定管理者の指定を解除する決議を行い、当区へ文書を提</p>

出した。

以上のことから当区は、11月30日付けで同法人を同園の指定管理の指定から解除し、区直営園として運営することとした。

11月28日には緊急保護者説明会を開き、12月1日以降の運営体制について保護者へ理解を求めた。

また、12月3日に新田地区連絡協議会へ説明を行った。

2 同園の区直営の概要

(1) 基本方針

- ① 教育委員会として、すべての方に保育サービスを提供する。
- ② 時間がない中での対応であり、新田三丁目なかよし保育園においては、直ちに十分に体制が整えられないため、区立新田わかば保育園との連携を前提とする。
※ 同園の運営は、園児にも保護者にも安定した保育を提供することを第一に、子ども家庭部全体で、人的・物的支援体制を構築し実施している。

(2) 区職員の配置（12月1日現在）

園長 1人、主任 1人、職員 5人、
会計年度任用職員 3人、計10人
（うち継続した職員 3人）

(3) 保育サービス

- ① 基本的な保育サービスは変更なし。
- ② 法人独自で実施していた体操教室、英語教室などは実施しない。ただし、保護者の主体的な活動で補完することで調整中。
- ③ 12月7日から給食調理委託とするまで、簡易的な給食とした。3歳から5歳の園児には、新田わかば保育園にて給食を含めて連携して保育を行っている。

(4) 子どもや保護者の心理面でのサポート

- ① 12月中、週一回程度子どもの行動観察を行う。
- ② 不安や心配事を相談できるようこども支援センターげんきの相談窓口を案内している。

【補足】

- 1 南流山福祉会のこれまでの運営経緯
 - (1) 南流山福祉会は、理事会が機能しておらず、理事長の座の争い、運営が不明瞭な会計処理、複数年にわたる決算の遅れなどがあった。
 - (2) 平成28年度末、千葉県知事より選任された役員が理事会に加わり、問題点の洗い出し、債務の調査、遅れていた財務処理が行われた。
 - (3) 遅れていた27年度以降の決算処理も31年度分まで、課題はありながらも理事会の承認を得るに至っている。
 - (4) 現在、資金不足を自力で解消することが難しいため、他の法人への資金面での協力を依頼し立て直しに努めている。
- 2 同園のこれまでの直営に至った経過及び同法人の動向をまとめた「経過概要」（11ページ参照）を添付する。

【参考】

足立区立新田三丁目なかよし保育園（概要）

- 1 施設住所
足立区新田三丁目17番14号
- 2 開園（予定）期間
平成25年7月1日から令和5年3月31日まで
- 3 施設定員

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6名	8名	10名	10名	10名	44名

- 4 解除した指定管理者の概要
名称 社会福祉法人 南流山福祉会
理事長 西臣 正男
所在地 千葉県流山市南流山七丁目5番1号
運営園 私立日ノ出町保育園（足立区）
私立流山なかよし保育園（千葉県流山市）

<p>問 題 点 今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新田三丁目なかよし保育園については、現在在籍している園児及び保護者からの要望を十分に受け止め、不安の無いよう対応していく。 2 また、同園の運営終了時期については、現時点では令和5年3月とし、保護者の転園動向や新田エリアの待機児童の状況などを見ながらより適切な方法で実施していく。 3 指定管理者であった同法人については、運営費の精算を進め、残金が発生すれば適切に対処していく。 4 同法人が運営する日ノ出町保育園に関しても、同法人の動向等と同様に、適宜、議会への報告を継続していく。 5 今後、このような事態の発生防ぐため、指定管理者の指導を徹底していく。 6 法人本部については、区内に法人本部がある社会福祉法人以外は、区として指導をすることができないが、所管する都道府県や市区と協力するとともに、区としてできることを検討していく。
------------------------	---

経 過 概 要

令和2年12月15日

日付	新田三丁目なかよし保育園の主な動き (◆=法人関連)
令和元年 6月25日	職員の給与支払遅延が発生(27日に支払確認)
令和2年 1月6日	千葉県が南流山福祉会(法人)に計算書類等の未届出、不適正な会計処理等についての勧告実施◆
6月16日	流山なかよし保育園元園長等の給与未払訴訟により、5千万円超の賠償金判決が出る◆
6月30日	職員の賞与支払の遅延が発生(7月10日に支払確認)
7月14日	区が法人に賞与支払遅延についての説明を求める文書を送付◆
7月29日	法人の口座が差押えとなる◆
7月29日 ～30日	区が法人へ運営資金残高の状況確認、今後の法人運営についてのヒアリング実施◆
8月7日	区が法人に今後の資金繰りについて説明を求める文書を送付◆
8月21日	千葉県が法人勧告内容についての公表実施◆
9月10日	法人から説明文の提出がなく区から再度提出を促す文書を送付◆
10月12日	令和5年3月末で閉園することについて保護者説明会通知送付
10月23日	閉園について保護者説明会開催①
10月24日	閉園について保護者説明会開催②
11月4日	11月2日付で千葉地方裁判所より給与未払訴訟に伴う、足立区・流山市が運営費支払の差押命令を受ける
11月10日	法人関係者からの状況報告と今後の対応について①◆
11月11日	新田三丁目なかよし保育園職員への説明① 差押について緊急保護者説明会の通知送付
11月13日	法人理事長と協議、区から法人へ園運営に関する文書照会◆ 新田三丁目なかよし保育園職員への説明②
11月17日	法人関係者からの状況報告と今後の対応について②◆
11月18日	法人主催の協議会実施、裁判和解期日◆
11月19日	新田三丁目なかよし保育園職員への説明③
11月20日	東京法務局へ差押えに伴う供託金の支払実施 差押えについて緊急保護者説明会①
11月21日	差押えについて緊急保護者説明会②
11月26日	法人理事会にて指定管理者の指定解除を決議(区が文書受領)◆
11月27日	聴聞実施(法人欠席)◆
11月28日	区直営について緊急保護者説明会
11月30日	区が法人の指定管理者の指定を解除する決定◆
12月1日	区が新田三丁目なかよし保育園の直営を開始

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和2年12月15日

件名	小規模保育事業、家庭的保育事業への支援の延長について																		
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																		
内容	<p>1 小規模保育事業</p> <p>令和2年度、私立認可保育所の開設（20園）の影響を受け、小規模保育事業の入所率が例年に比べ低下していることから、6月補正予算で予算計上し、0歳児の欠員（定員－在籍児童）に対し補助を行っている。</p> <p>例年10月には、0歳児の入所率はほぼ100%となるため、補助期間を4月から9月の6か月間と見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、10月時点での入所率も大幅に減少していることから、以下のとおり補助期間を延長する。</p> <p>(1) 0歳児の入所率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 月</th> <th>4月</th> <th>10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>35%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>62%</td> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助期間の延長 当初：令和2年4月～令和2年9月 延長後：令和2年4月～<u>令和3年3月</u>（6か月間延長）</p> <p>(3) 必要経費 約3,925万7千円（12月補正予算で計上予定） ※令和2年度合計：約9,054万円（見込）</p> <p>2 家庭的保育事業（保育ママ）</p> <p>受託児が0名の保育ママを対象に実施している保育施設の維持管理経費及び保育従事者等の人件費の補助についても、令和2年度は以下のとおり延長する。</p> <p>(1) 受託児が0名の保育ママ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 月</th> <th>4月</th> <th>10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>14名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助期間の延長 当初：延べ6か月 延長後：<u>延べ12か月</u>（6か月間延長）</p>	年度 \ 月	4月	10月	令和2年度	35%	65%	令和元年度	62%	99%	年度 \ 月	4月	10月	令和2年度	14名	7名	令和元年度	7名	0名
年度 \ 月	4月	10月																	
令和2年度	35%	65%																	
令和元年度	62%	99%																	
年度 \ 月	4月	10月																	
令和2年度	14名	7名																	
令和元年度	7名	0名																	

	<p>(3) 必要経費 約500万円（既存予算で対応）</p> <p>3 令和3年度の対応について 令和3年度は、私立認可保育所の開設や新型コロナウイルス感染症の影響がある程度緩和すると考えられるため、引き続き当初設定した補助期間とし、補助期間の延長については、年度途中の入所率の推移を見極めた上で判断する。</p> <p>【参考】補助内容</p> <p>1 小規模保育事業</p> <p>(1) 要件 ア 0歳児の入所率が80%未満 イ 0歳児の定員が6人以下</p> <p>(2) 補助内容 0歳児の欠員1名につき、公定価格の基本分単価の2分の1の額を補助する。 ア A型（保育士10割） 月額12万2,600円 イ B型（保育士6割以上）月額10万2,300円</p> <p>2 家庭的保育事業</p> <p>(1) 要件 受託児0名の家庭的保育事業者</p> <p>(2) 補助内容 ア 保育施設維持管理経費 月額8万7,500円（公定価格基本分単価の2分の1） イ 保育従事者等雇用経費 月額7万2,000円</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>小規模保育事業への必要経費については、12月補正予算にて予算計上を行う。</p>

件名	保育定員の確保方針について
所管部課名	待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課、子ども施設整備課 子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、子ども施設入園課
内容	<p>私立保育施設の経営安定を支援しながら、令和3年度以降も待機児童解消を継続・維持するため、保育定員の確保方針を定めたので報告する。</p> <p>1 今後の保育需要数及び入所率について</p> <p>令和2年度から令和6年度にかけて保育需要数が約900人増加(※)し、区全体の平均入所率は、令和2年4月の84%から、令和6年4月には全国平均と同等の90%(ほどよく埋まった状態)まで改善すると予測している(下図1参照)。</p> <p>将来的に必要となる保育定員を確保しつつ、現行施設数を維持する必要がある。については、次頁「2 対応方針」により、空きが集中している私立保育施設の経営安定化を支援する。</p> <p>※ 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みに、新人口推計(令和2年2月)を適用する等の補正を行い算出した予測値(令和2年8月21日「子ども・子育て支援対策調査特別委員会」報告)</p> <p>◆ 図1 保育需要数・入所率の想定(令和6年度まで)</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>現行施設数を維持することで、令和6年度は待機児童解消を維持しながら、入所率も適正水準に改善する見込み</p> </div> <p>【令和3~5年度の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育需要の動向は流動的 ・ 認可定員を維持するため、利用定員変更を実施 <p>[差額]最大5,000万円/年※ (一財1,300万円)</p> <p>※ 利用定員変更に伴う給付費の単価上昇による差額(コスト)(次頁3の【参考】を参照)</p>

2 対応方針

(1) 私立認可保育所及び小規模保育

下記3の手法に則り、入所率が一定基準以下である等、客観的な基準に該当する施設を「経営が困難である」と判断し、令和3～6年度の期間中、定員変更を実施する。

(2) 区立直営園

空きの多い地域・年齢クラスの募集人数を縮小（令和3年4月入所は43人分）し、地域の保護者等に対する子育て支援を拡充する。

(3) 検証・見直し

毎年、保育需要の状況を踏まえ、本方針の検証を行う。定員変更した施設において、令和6年度までに空きが縮小した場合は、順次、定員を元に戻す。また、空きが縮小しない場合は、区立園（指定管理含む）の統廃合等、更なる対策を検討する。

3 定員変更の手法

私立認可保育所及び小規模保育の定員変更については、下記により協議・決定する。

(1) 対象施設

私立認可保育所・小規模保育のうち、入所率が90%（新設園は1年目45%）以下等、一定の基準に該当する施設に限定する。

(2) 対象地域・年齢クラス

定員変更の対象となる地域・年齢クラスは、空き、保育需要の予測及び保育定員の増減見込みを踏まえて区で決定する。

(3) 定員変更の種類 ※現状は全ての施設で認可定員＝利用定員 保育士の継続雇用のため、原則として、利用定員を変更する。

種類	内容	給付費	基準保育士数
利用定員	・認可定員の範囲内で区が定める定員 (給付費単価を規定)	定員が減ると 単価が上昇	定員が減っても減らない
認可定員	・東京都が認可した定員		定員が減ると減る場合あり

【参考】給付費の決定方法

給付費（年額）＝ 単価（月額）×在園児童数×12月

→ 利用定員数が少ないほど高い

◆図2 認可保育所における定員変更実施イメージ

利用定員を変更することで、実態に見合った給付費に近づける		
従来	あるべき姿	現状
定員は埋まっている (待機児童が出る)	ほどよく埋まっている (待機児童は出ない)	一部の園に空きが集中 (待機児童は出ない)
<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 100人 ・平均単価 93千円 ・在籍児童 100人 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 <u>90人</u> ・平均単価 <u>100千円</u> ・在籍児童 80人 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 100人 ・平均単価 93千円 ・在籍児童 80人
<p>[給付費]</p> <p>111,600千円</p> <p>※各種加算を除く</p>	<p>[給付費]</p> <p>96,000千円</p> <p>※各種加算を除く</p>	<p>[給付費]</p> <p>89,280千円</p> <p>※各種加算を除く</p>

4 影響（令和3年度）

令和2年10月時点の見込み

(1) 定員変更する私立保育施設数の想定 [最大16施設]

◆ 私立認可保育所

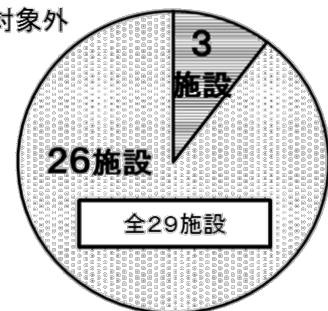
- 協議の可能性あり※1
- 協議対象外



※1 入所率90%以下
(新設1年目45%以下等)

◆ 小規模保育

- 協議の可能性あり※2
- 協議対象外



※2 入所率60%以下、かつ定員変更の意向がある施設

(2) 定員変更の見込み [最大175人減] (単位：人)

種別	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
直営園(募集縮小)	15施設	0	0	-23	-12	-7	-1	-43
私立認可保育所	13施設	0	0	0	-22	-48	-49	-119
小規模保育	3施設	-2	-5	-6				-13
計	31施設	-2	-5	-29	-34	-55	-50	-175

(3) コスト (令和3年度予算)

上記の想定に基づき、私立保育施設16施設で定員変更した場合、年間約5,000万円(うち区負担1,300万円)の給付費増となる見込み。

【参考】単価の適用例

- ・ 認可保育所の給付費の単価は、「子ども・子育て支援法」に基づき、利用定員数10人ごとに設定している。
- ・ 利用定員数を1段階下げると、在園児1人あたりの単価は月額約7千円上がり(下表)、在園児数一定の場合、給付費増となる。

利用定員数	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
91~100人	214,980円	125,140円	63,070円	45,350円
81~90人	222,180円	132,340円	70,420円	52,700円
単価差額	+7,200円	+7,200円	+7,350円	+7,350円

問題点
今後の方針

- ・ 幼児教育・保育の無償化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により保育需要の先行きは一層見通しづらくなっている。毎月の入所申込状況や妊娠届時の意向調査を分析し、需要動向の変動を早期に把握していく。
- ・ 本方針及び「公共施設等総合管理計画の個別計画」における区立保育施設の建て替え・統廃合計画を盛り込み、令和3年3月を目途に「足立区待機児童解消アクション・プラン(令和2~6年度版)」を改定する。